

# 江戸川区人事行政の運営等の状況

職員の任免および職員数に関する状況（20年度）

## 1 採用の状況

区分	事務	土木造園	建築	機械	電気	保健師	合計
類	13人	4人	3人			2人	22人
類	15人						15人
経験者		2人		2人	2人		6人
合計	28人	6人	3人	2人	2人	2人	43人

## 2 退職の状況

定年退職	勸奨退職	普通退職	合計
109人	26人	33人(5人)	168人(5人)

(注) ( )は死亡退職数で内書きです。

## 3 昇任選考の状況

### (1) 総括係長職昇任選考

選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者のうち、平成21年3月末日現在、4級職に7年以上在職し、年齢が42歳以上58歳未満の者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
196人		196人		23人	11.7%

### (2) 係長職昇任選考

受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
一般	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成21年3月末日現在、主任主事の職に在職する期間が5年以上で、年齢50歳未満の者	勤務評定、筆記、面接
長期	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成21年3月末日現在、2級職以上の職の在職期間が15年以上で、そのうち主任主事の職に在職する期間が7年以上の、年齢50歳以上58歳未満の者	自己申告、勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	--

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
1,088 人	220 人	206 人	93.6%	45 人	21.8%

(3) 主任主事昇任選考

受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
短期	別表の職種の職務に従事する者で、平成 21 年 3 月末日現在、2 級職に 6 年以上在職し、年齢 50 歳未満の者	勤務評定、筆記
長期 A	別表の職種の職務に従事する者で、平成 21 年 3 月末日現在、2 級職に 12 年以上在職し、年齢 39 歳以上 56 歳未満の者	勤務評定
長期 B	別表の職種の職務に従事する者で、平成 21 年 3 月末日現在、2 級職に 5 年以上在職し、年齢 55 歳以上の者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	--

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
491 人	336 人	321 人	65.4%	84 人	17.1%

(4) 統括技能長職昇任選考

選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 21 年 3 月末日現在、技能長の職に 3 年以上在職し、年齢が 58 歳未満の者	勤務評定、面接

別表	技能系：技能、技能、技能、技能、技能、技能 業務系：事務（業務）、業務
----	--

実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
11 人		11 人		1 人	9.1%

## (5) 技能長職昇任選考

## 選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 21 年 3 月末日現在、技能主任の職に 4 年以上在職し、年齢が 58 歳未満の者	勤務評定、筆記、 面接

別表	技能系：技能、技能、技能、技能、技能、技能 業務系：事務（業務）、業務
----	--

## 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
44 人	19 人	19 人	100%	3 人	15.8%

## (6) 技能主任職昇任選考

## 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 21 年 3 月末日現在、1 級職に 18 年以上在職し、年齢 41 歳以上 58 歳未満とする。	勤務評定、筆記、 面接

ただし、技能・については、1 級職 16 年以上、年数の下限は適用しない。

別表	技能系：技能、技能、技能、技能、技能、技能 業務系：事務（業務）、業務
----	--

## 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
391 人	265 人	265 人	100.0%	50 人	18.9%

## (7) 2 級職昇任選考

## 選考資格及び選考方法

選考資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する 1 級職の職員で、平成 21 年 3 月末日現在、次の表の区分による 1 級職の在職年数を満たす者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 一般技術系：土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究、 医療技術系：診療放射線、歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、 保健師、看護師
----	---

資格の基礎となる採用区分	1 級職の在職年数	
類	1 年以上	
類	短大 3 卒	2 年以上
	短大 2 卒	3 年以上
類	高等学校卒業後 1 年間の養成施設等を修了した者	4 年以上
	その他	5 年以上

### 実施状況

有資格者数	受験者数	合格者数
48 人	48 人	44 人

#### 4 組織別職員数（各年4月1日現在、単位＝人）

	21年度	20年度	増減数
経営企画部	76 (1)	75	1 (1)
総務部	204 (4)	200 (6)	4 (2)
環境促進事業団	41	48	7
都市開発部	141 (8)	139 (4)	2 (4)
環境部	312 (31)	320 (31)	8
文化共育部	132 (9)	130 (8)	2 (1)
生活振興部	388 (4)	378 (2)	10 (2)
福祉部	372 (20)	367 (13)	5 (7)
子ども家庭部	915 (28)	937 (20)	22 (8)
健康部	274 (6)	265 (5)	9 (1)
土木部	250 (18)	257 (9)	7 (9)
会計室	19	19	0
教育委員会事務局	681 (54)	724 (49)	43 (5)
監査委員事務局	7	7	0
選挙管理委員会事務局	9	9	0
区議会事務局	15	15	0
合計	3,836 (183)	3,890 (147)	54 (36)

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、教育長、環境促進事業団などへの派遣職員を含みます。ただし、臨時職員を除きます。

2 ( )内は再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。

#### 5 人事交流の状況

東京都及び特別区間人事交流については、次のとおりである。

職種		転入者数	転出者数
幹部	事務	0 人	2 人
	医師	3 人	2 人
一般	事務	0 人	1 人
	機械	0 人	1 人
	電気	0 人	2 人

## 職員の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算、単位 = 千円)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B / A)	(参考) 19年度の 人件費率
20年度	650,600人 (平成21年4月1日現在)	210,095,584	6,882,425	37,725,931	18.0%	19.3%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算、単位 = 千円)

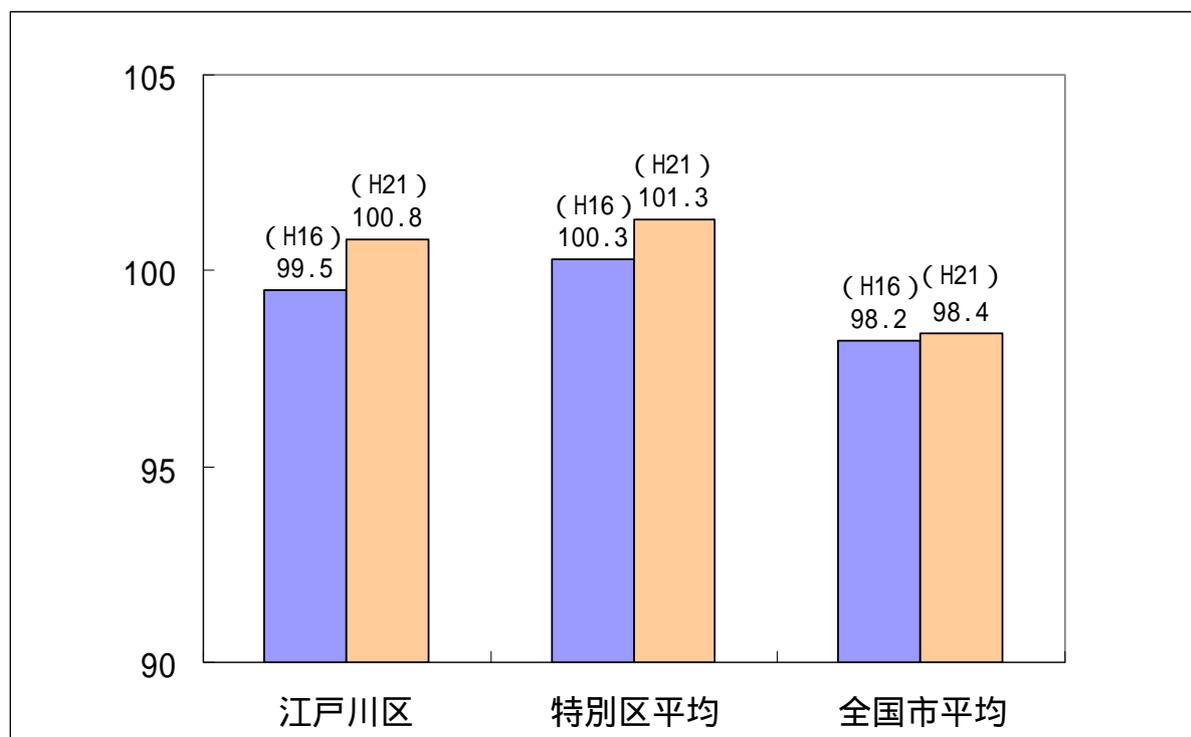
区分	職員数 (A)	給与費				一人当たりの 給与費 (B / A)	(参考)特別区 一人当たり 平均給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)		
20年度	3,729人 (147)	14,489,085	4,624,753	6,558,339	25,672,177	6,884	7,384

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は平成20年4月1日現在の人数であり、( )内は再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。

3 職員数には、環境促進事業団などへの派遣職員を含みます。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定率)		
21年度	424,768 円	426,373 円	1,605 円 ( 0.38%)	0.38%	0.38%	0.22%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間 支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合(A)	公務員の支給 月数(B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定月数)		
21年度	4.17 月	4.50 月	0.33 月	0.35 月	4.15 月	4.15 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成21年4月1日現在)  
一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
江戸川区	43 歳 5 月	340,628 円	463,549 円	409,708 円
都	43 歳 1 月	343,903 円	472,147 円	421,387 円
国	41 歳 6 月	325,521 円		391,770 円
特別区	43 歳 10 月	347,780 円	471,388 円	423,577 円

(注) 1 「一般行政職」とは、一般事務・社会教育の事務系、保育士・児童指導などの福祉系および土木・建築などの一般技術系の職務に従事する職員です。

2 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当を合計したものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
江戸川区	47歳4月	867人	304,246円	401,462円	370,328円
うち学校給食員	46歳10月	169人	285,626円	353,045円	344,588円
うち自動車運転手	52歳4月	6人	319,900円	406,739円	391,558円
うち守衛	59歳2月	4人	344,200円	475,760円	412,350円
うち清掃職員	44歳4月	251人	322,827円	469,015円	401,274円
うち用務員	48歳10月	249人	291,775円	362,571円	351,670円
都	46歳7月	1,896人	316,801円	422,511円	387,960円
国	49歳2月	4,429人	285,548円		322,737円
特別区	47歳10月	492人	320,270円	422,030円	389,932円

民間			参考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A / B
調理師	38歳7月	307,900円	1.15
自家用乗用自動車運転者	57歳3月	327,500円	1.24
守衛	56歳2月	293,800円	1.62
廃棄物処理業従業員	44歳2月	299,900円	1.56
用務員	54歳6月	214,000円	1.69

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
江戸川区			
うち学校給食員	5,773,809円	4,171,900円	1.38
うち自動車運転手	6,427,924円	4,654,800円	1.38
うち守衛	7,465,907円	4,042,300円	1.85
うち清掃職員	7,439,755円	4,156,100円	1.79
うち用務員	5,912,508円	3,027,000円	1.95

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成18年～平成20年の3ヶ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江戸川区	48歳0月	407,507円	534,679円
東京都	42歳9月	368,441円	469,685円
特別区	39歳3月	338,778円	433,586円

(2) 職員の初任給の状況(平成21年4月1日現在)

区分		江戸川区	東京都	国
一般行政職	類 (大学卒程度)	181,200円	181,200円	種 181,200円 種 172,200円
	類 (高校卒程度)	143,000円	142,700円	140,100円
技能労務職		134,900円	142,700円	
教育職	大学卒	193,000円	195,600円	
	短大卒	175,700円	178,100円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成21年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	280,270円	329,856円	370,881円
	高校卒	227,976円	271,415円	323,959円
技能労務職	高校卒	202,675円	263,161円	289,289円

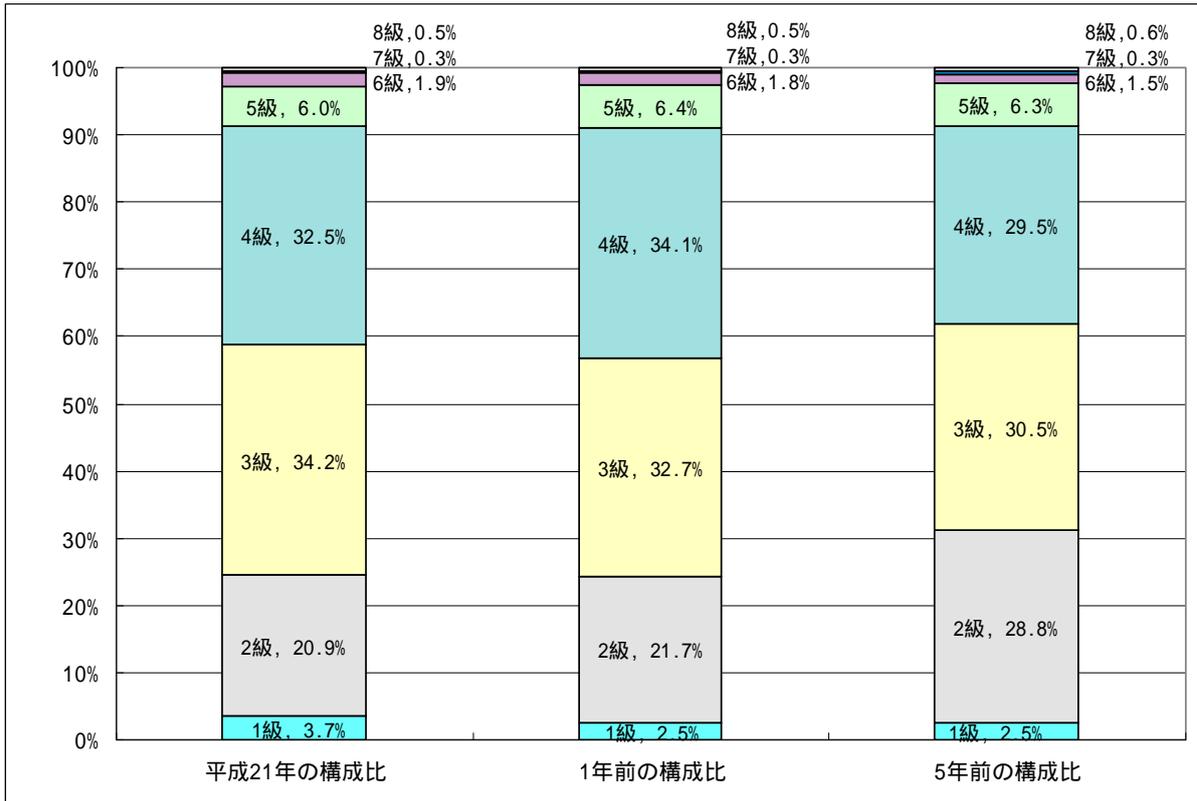
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長	13人	0.5%
7級	統括課長	8人	0.3%
6級	課長	51人	1.9%
5級	総括係長	161人	6.0%
4級	係長	869人	32.5%
3級	主任主事	915人	34.2%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務	560人	20.9%
1級	2級から8級までの区分に属さない業務	98人	3.7%

(注)1 江戸川区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) は旧1級、旧2級の合計です。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

区 分		合計
20 年 度	職 員 数 ( A )	3,688 人
	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数(B)	745 人
	比 率 ( B / A )	20.2%
19 年 度	職 員 数 ( A )	3,818 人
	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数(B)	689 人
	比 率 ( B / A )	18.0%

(注) 18年度の昇給制度改正により、「極めて良好」は8号、「特に良好」は6号の昇給幅となりました。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

江戸川区	東京都	国
1人当たり平均支給額(20年度) 1,789千円	1人当たり平均支給額(20年度) 1,948千円	
(20年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60月分) 勤勉手当 1.50月分 (0.75月分)	(20年度支給割合) 期末手当 3.50月分 (1.80月分) 勤勉手当 1.00月分 (0.55月分)	(20年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60月分) 勤勉手当 1.50月分 (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 4～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

##### 1 勤務成績の評定の実施状況

勤務成績の評定は、地方公務員法第40条に基づき、全職員を対象に定期評定を実施しています。

##### 2 平成21年6月の勤勉手当への勤務実績の反映状況

(1) 管理職員 82名中、上位区分(10325 / 10000 ~ 10112 / 10000)に決定された者が28名(34.1%)、標準区分(9900 / 10000)に決定された者が54名(65.9%)でした。

##### (2) 管理職員以外の職員

ア 係長級職員 608名中、上位区分(10512 / 10000 ~ 10206 / 10000)に決定された者が155名(25.5%)、標準区分(9900 / 10000)に決定された者が451名(74.2%)、下位区分(9650 / 10000 ~ 9400 / 10000)に決定された者が2名(0.3%)でした。

イ 一般職員 2,318名中、上位区分(10005 / 10000 ~ 10002 / 10000)に決定された者が387名(16.7%)、標準区分(10000 / 10000)に決定された者が1,926名(83.1%)、下位区分(9750 / 10000 ~ 9500 / 10000)に決定された者が5名(0.2%)でした。

(2) 退職手当(平成 21 年 4 月 1 日現在)

江戸川区			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	24.25 月	33.5 月	勤続 20 年	23.5 月	30.55 月
勤続 25 年	32.5 月	43.5 月	勤続 25 年	33.5 月	41.34 月
勤続 35 年	49.75 月	59.2 月	勤続 35 年	47.5 月	59.28 月
最高限度額	50.0 月	59.2 月	最高限度額	59.28 月	59.28 月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2% ~ 20% 加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2% ~ 20% 加算)	
1 人当たり平均支給年額	5,609 千円	23,100 千円	1 人当たり平均支給年額		

(注) 退職手当の 1 人あたり平均支給額は、20 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成 21 年 4 月 1 日現在)

支給実績(20 年度決算)			2,245,616 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(20 年度決算)			602,203 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
江戸川区	16%	3,671 人	地域区分により 18% ~ 0% ただし経過措置中につき 17% ~ 0%

(注) 地域手当とは、民間における賃金や物価などに関する事情を考慮して支給される手当です。

(22 年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
江戸川区	18%	18%

(4) 特殊勤務手当(平成 21 年 4 月 1 日現在)

支給実績(20 年度決算)		75,297 千円	
受給職員 1 人当たり平均支給年額(20 年度決算)		152,732 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(20 年度)		13.2%	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特定危険現場作業手当	工事の監督又は検査の業務に従事する職員	地上十メートル以上の足場の不安定な箇所で工事監督又は検査業務に従事	1 日につき 400 円を越えない範囲内
	昇降機の検査業務に従事する職員	乗用貨物用昇降機、エスカレーター又は小荷物専用昇降機の検査業務に従事	1 台につき 400 円を越えない範囲内
福祉訪問等業務手当	福祉に関する事務所、福祉部介護保険課、障害者福祉課、子ども家庭部保育課に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法に定める業務を行うための家庭訪問や面接、母子及び寡婦福祉法若しくは売春防止法に定める相談業務に従事	1 日につき 450 円を越えない範囲内
感染症接触手当	保健所その他の施設に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症及び二類感染症の患者(準ずるもの)に接触する業務に従事	1 日につき 660 円を越えない範囲内
有害薬物取扱手当	保健所に勤務する職員	規則で定める有害な薬物を使用し、又はガスとして発生させ、試験、研究、検査又は作業業務に従事	1 日につき 200 円を越えない範囲内
心身障害者授産施設等業務手当	心身障害者授産施設に勤務する職員	授産指導又は生活指導の業務に従事	1 日につき 230 円を越えない範囲内
	心身障害者(児)更生施設に勤務する職員	通所者の指導等の業務に従事	
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務に従事	1 日につき 700 円を越えない範囲内
		前項の職員が廃棄物の収集作業又は自動車による運搬作業の業務に従事	1 日につき 300 円を越えない範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(20 年度決算)	1,179,466 千円
職員 1 人当たり支給年額(20 年度決算)	316 千円
支給実績(19 年度決算)	1,342,021 千円
職員 1 人当たり支給年額(19 年度決算)	346 千円

(6) その他の手当(平成 21 年 4 月 1 日現在)

手当名	江戸川区		国		支給実績 (20 年度決算)	支給職員 1 人当 たり平均支給年 額(20 年度決算)
扶養手当	配偶者	13,700 円	配偶者	13,000 円	278,569 千円	183,752 円
	配偶者を欠く第一子	13,700 円	配偶者を欠く第一子	11,000 円		
	配偶者以外の扶養 親族のうち二人まで	5,500 円	配偶者以外の扶養 親族のうち二人まで	6,500 円		
	その他の扶養親族	5,500 円	その他の扶養親族	6,500 円		
	16~22 歳の子の加算	4,000 円	16~22 歳の子の加算	5,000 円		
住居手当	扶養親族を有する者	8,800 円	自己所有住宅	2,500 円	228,615 千円	101,022 円
	扶養親族を有しない者	8,300 円	賃貸住宅	27,000 円限度		
通勤手当	交通機関利用者	原則 6 ヶ月定期券額を 支給(55,000 円限度)	交通機関利用者	原則 6 ヶ月定期券額を 支給(55,000 円限度)	390,360 千円	129,605 円
	交通用具使用者	通勤距離に応じて支給	交通用具使用者	通勤距離に応じて支給		

5 特別職の報酬等の状況(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等		
給料	区 長	1,096,200 円	(参考)類似団体における最高 / 最低額 1,254,000 円 / 900,400 円	
	副 区 長	835,050 円	1,006,700 円 / 765,300 円	
報酬	議 長	956,000 円	956,000 円 / 882,000 円	
	副 議 長	807,000 円	815,000 円 / 755,000 円	
	議 員	621,100 円	623,000 円 / 588,200 円	
期末手当	区 長	(21 年度支給割合)		(20 年度支給割合)
	副 区 長	6 月期	1.65 月	1.65 月
	議 長	12 月期	1.65 月	1.65 月
	副 議 長	3 月期	0.25 月	0.25 月
	議 員	計	3.55 月	3.55 月
退職手当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
	区 長	1,218,000 円 × 500/100 × 4 年	24,360,000 円	任期満了時
	副 区 長	879,000 円 × 340/100 × 4 年	11,954,400 円	

- (注) 1 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき 1 期(4 年 = 48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
- 2 区の財政状況を鑑み、支給額を削減しています。  
平成 13 年 1 月 1 日から、区長( 10%)・副区長( 5%)
- 3 21 年度の期末手当は 3.3 月となりました(20 年度比 0.25 月)。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在、単位=人)

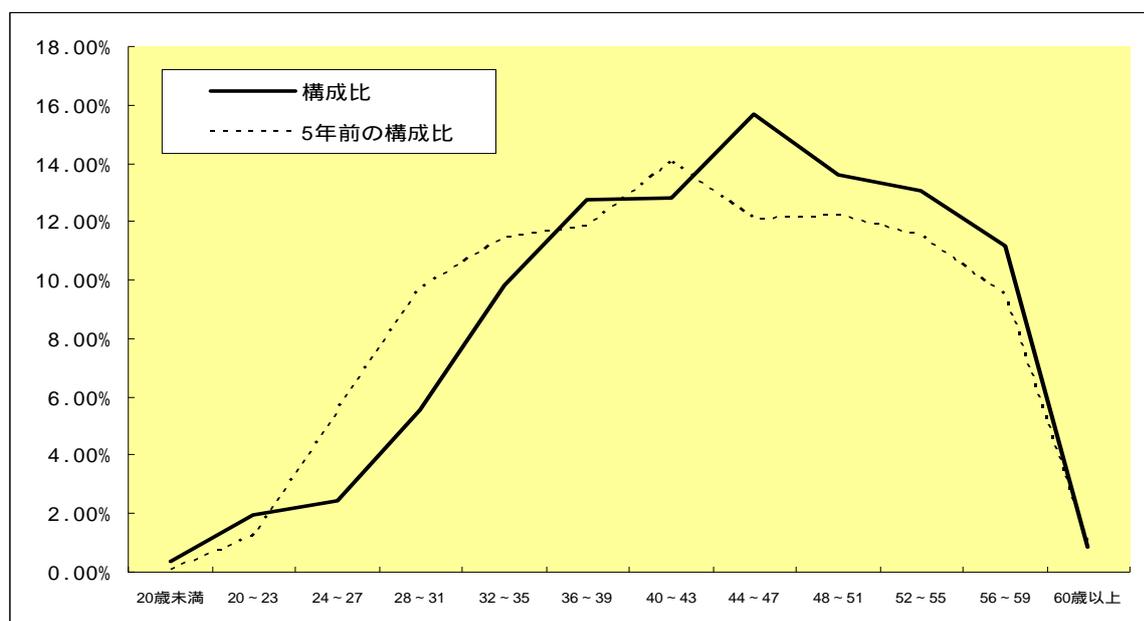
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		21年度	20年度		
一般行政部門	議会	15	15	0	
	総務	531	521	10	業務増など
	税務	107	105	2	
	民生	1,412	1,425	13	事務の民間委託など
	衛生	525	530	5	事務の統廃合・縮小など
	労働	10	9	1	
	農林水産	7	7	0	
	商工	19	18	1	
	土木	419	430	11	事務の統廃合・縮小など
	小計	3,045 (121)	3,060 (93)	15 (28)	
特別行政部門	教育	627 (56)	670 (50)	43 (6)	事務の民間委託など
普通会計 計		3,672 (177)	3,730 (143)	58 (34)	
公営企業等 会計部門	そのほか	164 (6)	160 (4)	4 (2)	業務増など
合計		3,836 (183)	3,890 (147)	54 (36)	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、教育長、環境促進事業団などへの派遣職員を含みます。ただし、臨時職員を除きます。

2 ( )内は、再任用短時間勤務職員の数で、職員数に含まれていません。

3 公営企業等会計部門とは、国民健康保険事業や介護保険事業などです。

### (2) 年齢別職員構成の状況(平成21年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 (人)	14	74	94	212	377	489	492	601	521	500	429	33	3,836

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
4,314人	3,790人	524人	12.1%

(参考) 「行財政改革推進プラン」における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年度	平成22年度	500人以上の純減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17年～22年 計	(参考) 数値目標
	一般行政	職員数	3,320	3,260	3,158	3,060	3,045		-
増減			60	102	98	15		275	
教育	職員数	854	777	721	670	627		-	
	増減		77	56	51	43		227	
公営企業 等会計	職員数	140	136	154	160	164		-	
	増減		4	18	6	4		24	
計	職員数	4,314	4,173	4,033	3,890	3,836		-	3,790
	増減		141	140	143	54		478 (91.2%)	524

(注) 1 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

2 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

## 職員の勤務時間そのほかの勤務条件の状況（20年度）

### 1 正規の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後0時45分まで	午後0時45分から午後1時まで 午後3時から午後3時15分まで

### 2 勤務時間の弾力的措置

昼休み時間帯に来客が多い職場を中心に、職員間で昼休み時間帯をずらす交替勤務制度を実施しています。

< 代表的な例 > 区民課、各事務所、課税課、納税課、生活援護第一課・第二課、各図書館など

### 3 週休日および休日

種別	意義
週休日	労働基準法第35条の休日にあたるもので、正規の勤務時間が割り振られておらず、職員に勤務する義務が課せられていない日
休日	正規の勤務時間は割り振られているが、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務することを要しない次に掲げる日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始の休日(12月29日～1月3日) 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、区規則で定める日

### 4 休暇制度

#### (1) 制度概要

種類	意義	日数など
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持向上を図ることを目的として与えられる休暇	1年(暦年)について20日 (ただし、新規採用職員、再任用短時間勤務職員などは異なります)
病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	療養のための必要最小限度の期間 (原則として、日を単位)
公民権行使等休暇	職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇	必要と認められる時間
妊娠出産休暇	出産の前後における女性職員の母体保護のため、労働基準法第65条に規定する産前産後の休養として与える休暇	妊娠中及び出産後の引き続く16週間以内(多胎妊娠の場合は、24週間)
妊娠初期休暇	妊娠初期の女性職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休暇	引き続く7日以内の範囲において日を単位で1回に限る
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇	健康診査又は保健指導を受けるために、必要と認められる時間

妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ 30 分又は 1 日 60 分以内で、必要と認められる時間
育児時間	生後 1 年 3 月に達しない生児を育てる職員に対して、保育のために休憩時間及び休憩時間とは別に勤務時間中に与えられる休暇	1 日 2 回それぞれ 45 分を原則（1 回の最低承認単位は 30 分）
出産支援休暇	男性職員がその配偶者の出産にあたり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産の前後を通じ、日を単位として 2 日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇	職員が請求した日数
慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚休暇：引き続く 7 日以内 忌引き：親族によって異なる日数
災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として 7 日以内
夏季休暇	夏季の期間(7/1～9/30)において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	原則として、日を単位として 5 日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	1 年(暦年)において 5 日の範囲内で必要と認められる期間
リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進し、又は自己啓発に努めることにより、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として引き続く 3 日以内（満 53 歳） 日を単位として引き続く 2 日以内（満 43 歳）
子の看護のための休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	1 年(暦年)につき、日を単位として 5 日以内
介護休暇	配偶者又は父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間

(2) 年次有給休暇の取得状況(20年1月～12月)

平均取得日数	取得率
13.5日	36%

(3) 病気休暇の取得状況

取得者数
210人

(4) 介護休暇の取得状況

取得者数
10人

(5) 育児休業の取得状況

20年度の新規取得者数			前年度からの継続取得者数		
男	女	合計	男	女	合計
1人	55人	56人	1人	58人	59人

職員の懲戒処分および分限(病気休職など)の状況(20年度)

1 職員の懲戒処分の状況

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分で、職員の道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としている。

懲戒処分者数

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	1人	1人	2人	4人

2 職員の分限処分(病気休職など)の状況

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合などに、公務能率の維持と向上を図ることを目的とした処分である。

分限処分者数

免職	降任	休職	降給	合計
1人	0人	56人	0人	57人

## 職員のサービスの状況（20年度）

### 1 サービスの基準

地方公務員法第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めている。これは、公僕としての職員のサービスの根本基準を明らかにしたものであり、憲法第15条第2項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定しているところを受けたものである。

### 2 種類

区分	内容
サービスの宣誓	特定の人が地方公務員になるにあたっては、誠実かつ公正に職務を執行することを住民全体に対して誓わなければならない。
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
職務に専念する義務	職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされている。
秘密を守る義務	職員は、在職中であると退職後であるとを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを禁止されている。
争議行為等の禁止	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をすることを禁止されている。
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員になるとき、自ら営利を目的とする私企業を営むとき、又は報酬を得て何らかの事業若しくは事務に従事するときは、任命権者の許可を受けなければならない。

### 3 職員の兼業許可の状況

件数
40件（58人）

主に勤務時間内・外において、外部機関の要請により報酬を得て講演を行う場合などです。

## 職員の研修および勤務成績の評定の状況（20年度）

### 1 研修の状況

#### 江戸川区実施研修

区分	回数	人数
新任研修	2回	92人
現任研修	13回	398人
接遇研修	7回	169人
実務研修	7回	270人
特別研修	13回	1,923人
派遣研修	284回	1,373人
職場研修等	27回	1,887人
合計	353回	6,112人

### 2 勤務成績の評定

#### (1) 一般職員

業績評定（設定した目標の達成度）と行動評定（職務遂行過程で現れた行動等）の観点から評定を実施しています。

#### (2) 管理職員

職務の困難度や責任の度合いを総合的に判断し、定期評定を実施しています。なお、評定結果は、翌年度の勤勉手当に反映しています。

#### < 勤勉手当の成績率 >

勤務評定の5段階相対評価	成績率の段階	各段階の割合
5	最上位	1050/1000
4	上位	1025/1000
3	中位	1000/1000
2	下位	975/1000
1	最下位	950/1000

## 職員の福利厚生制度

### 1 福利厚生制度の概要

職員の福利厚生については、地方公務員法、地方公務員等共済組合法に基づいて実施しています。

### 2 東京都職員共済組合

職員の納付する掛金と地方公共団体の支出する負担金を財源として職員の病気・負傷・休業・退職などに関して、短期給付および長期給付事業を行っています。

事業名	内容
短期給付事業	<p>この事業は、健康保険に該当するもので「法定給付」と「附加給付」等があります。法定給付は、法律で給付の種類や内容が定められたもので、どの地方公務員共済組合でも同じ給付内容ですが、附加給付等は、法令の定める基準に従って、財政事情などを考慮しながら、各共済組合の定款で定めて実施しているものです。</p> <p>&lt; 内容 &gt;</p> <p>組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付            組合員の休業に関する給付            組合員とその被扶養者の災害に関する給付</p>
長期給付事業	<p>この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職（又は死亡）した後に給付の対象となります。永年勤続した後に退職したときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族（遺族）の生活の安定を図るため、年金などの支給を行っています。</p> <p>退職共済年金：生年月日に応じた支給開始年齢から受けられる別個の給付による退職共済年金、特例による退職共済年金及び 65 歳から受ける本来の退職共済年金とに分けられます。（経過措置があります。）</p> <p>障害共済年金：組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態になったときに支給</p> <p>障害一時金：組合員である期間に初診日の属する公務外の傷病により退職した場合で、障害共済年金に該当しない程度の一定の障害状態にあるとき支給</p> <p>遺族共済年金：組合員、元組合員（退職しているが、まだ年金を受給していない方）及び年金受給者が死亡した時に、その遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）に支給されます。</p>
福祉事業	<p>この事業は、短期、長期の給付事業以外に、組合員とその家族がより健康で豊かに生活できるような事業を行うものですが、（財）東京都福利厚生事業団など他の団体で実施している事業も考慮して、都共済では、人間ドッグなどの保健事業、保養施設運営の保養事業、その他貸付事業等を行っています。</p>

### 3 特別区職員互助組合

23区全体の職員数のスケールメリットを活かして、各区の職員の互助事業を行っています。事業としては、相談事業・保険事業などがあります。必要な経費については、職員が負担する会費により運営されます。

事業名	内容
保険関係事業	団体契約保険(生命保険・損害保険・積立年金保険)、団体取扱保険等
ライフプラン事業	ライフプランセミナー等
相談事業	職員相談室
会員制宿泊施設	宿泊施設・スポーツ施設
生活支援・ リフレッシュ事業	指定店、割引施設等

### 4 江戸川区職員厚生会

職員の相互扶助・親睦などの事業を行っています。必要な経費については、職員が負担する会費で運営されています。

事業名	内容
給付事業	弔慰金、災害見舞金、傷病見舞金等
貸付事業	生計資金貸付金、住宅資金貸付金
助成事業	自己啓発助成、クラブ助成、各種大会助成等

## 職員の健康管理および制服の貸与

職員の健康管理については、労働安全衛生法などに基づいて健康診断を実施しています。また、サービス向上などのために、制服を貸与しています。

### 1 職員の健康診断の状況(20年度)

種別	受診者数
定期健康診断	4,643人

### 2 公務災害の状況(20年度)

内容	認定件数
公務災害	51件
通勤災害	11件

### 3 制服の貸与状況(20年度)

種別	種類
事務服系	2
作業着系	30
清掃職員安全着	9

## 特別区人事委員会の業務状況の報告

特別区職員の給与・任用などについて、客観性や公平性を保つために特別区人事委員会が設置されています。この人事委員会の事業などについて公表します。

### 1 職員の競争試験及び選考の状況(20年度)

#### (1) 採用試験等

##### 受験資格等

		国籍要件	年齢	資格・免許	その他
類	事務	有	22歳以上 28歳未満		<ul style="list-style-type: none"> <li>活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。</li> <li>22歳未満の者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人、または、これと同等の資格があると人事委員会が認める人</li> </ul>
	土木造園(土木)				
	土木造園(造園)				
	建築				
	機械				
	電気				
福祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士、児童指導員 または保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者 食品衛生監視員及び環境衛生監視員		
衛生監視(衛生)	有				
	衛生監視(化学)				
	保健師	無	22歳以上 40歳未満	保健師	
類	事務	有	18歳以上 22歳未満		活字印刷文による出題に対応できる人
身障 注1	事務	有	18歳以上 28歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けている人</li> <li>特別区の区域内に住所を有する人</li> <li>自力通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行が可能な人</li> <li>通常の勤務時間に対応できる人</li> <li>活字印刷文による出題に対応できる人</li> </ul>	
経験者2級	事務	有	28歳以上 32歳未満	民間等での業務従事歴 4年以上	当該職種に 関係する業務に 従事
	土木造園(土木)				
	建築				
(主任主事) 経験者3級	事務	有	32歳以上 37歳未満	民間等での業務従事歴 8年以上	当該職種に 関係する業務に 従事
	土木造園(土木)				
	建築				
	機械				
(主任主事) 経験者3級	電気				
	事務	有	37歳以上 46歳未満	民間等での業務従事歴 13年以上	当該職種に 関係する業務に 従事
	土木造園(土木)				
	建築				
機械					
	電気				

注1：身体障害者を対象とする採用選考の略

日程

区分	類	類	身障選考	経験者
告示	3月19日	6月10日	8月7日	6月10日
第1次試験 (筆記)	5月11日	9月15日	10月13日	9月15日
第1次試験 合格発表	6月27日	10月20日	11月4日	10月20日
第2次試験 (面接)	7月7日～ 7月22日	10月27日～ 11月29日	11月13日、 27日	11月1日～ 11月30日
最終合格発表	8月4日	11月11日	12月11日	12月5日

特別区職員採用試験実施状況

(単位：人、%)

採用区分	職 種 (試験区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数			
		20 年度	19 年度	比 較 増 減	20 年度	19 年度	比 較 増 減	20 年度	19 年度	比 較 増 減	
類	事 務	8,320	7,518	802	5,934	5,847	87	1,278	964	314	
	土木造園 (土 木)	414	423	-9	309	315	-6	146	121	25	
	土木造園 (造 園)	88	91	-3	60	82	-22	29	19	10	
	建 築	233	196	37	173	146	27	93	81	12	
	機 械	57	66	-9	38	49	-11	21	18	3	
	電 気	101	72	29	56	55	1	26	14	12	
	福 祉	417	280	137	286	216	70	61	22	39	
	衛生監視 (衛 生)	254	207	47	181	164	17	73	67	6	
	衛生監視 (化 学)	106	102	4	66	68	-2	9	11	-2	
	保健師	511	485	26	405	413	-8	91	110	-19	
	小 計	10,501	9,440	1,061	7,508	7,355	153	1,827	1,427	400	
類	事 務	3,102	1,852	1,250	2,504	1,415	1,089	272	288	-16	
身体障害者を対象とする採用選考		事 務	55	70	-15	47	59	-12	16	15	1
経験者	2 級 職	事 務	1,398	1,214	184	891	638	253	183	192	-9
		土木造園 (土 木)	70	79	-9	40	48	-8	27	24	3
		建 築	58	43	15	34	19	15	25	12	13
		小 計	1,526	1,336	190	965	705	260	235	228	7
	3 級 職 (主任主事)	事 務	2,090	1,781	309	1,411	1,084	327	86	51	35
		土木造園 (土木)	176	199	-23	118	137	-19	12	10	2
		建 築	106	115	-9	80	84	-4	25	38	-13
		機 械	30	36	-6	26	28	-2	7	8	-1
		電 気	40	48	-8	28	29	-1	13	9	4
		小 計	2,442	2,179	263	1,663	1,362	301	143	116	27
	3 級 職 (主任主事)	事 務	1,904	-	皆増	1,265	-	皆増	12	-	皆増
		土木造園 (土木)	195	-	皆増	127	-	皆増	6	-	皆増
		建 築	91	-	皆増	59	-	皆増	7	-	皆増
		機 械	6	-	皆増	6	-	皆増	2	-	皆増
		電 気	6	-	皆増	3	-	皆増	2	-	皆増
		小 計	2,202	-	皆増	1,460	-	皆増	29	-	皆増
	合 計		19,828	14,877	-	14,147	10,896	-	2,522	2,074	-

(2) 採用選考等

平成20年度人事委員会が実施した江戸川区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

指導室長・医師

区 分	合格者数
指導室長	0 人
医師（課長級以上）	3 人
計	3 人

一般職の任期付職員

採用職層	採用承認人数
係長職	0 人
総括係長	0 人
課長級	0 人
統括課長	0 人
部長級	0 人

(3) 管理職選考

受験資格及び選考方法

類（受験資格） 要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成21年3月末現在、年齢55歳未満で、主任主事以上の在職期間が6年以上の人。

（選考方法） 筆記考査（択一・記述・論文）、勤務評定、口頭試問、適性評定（技術のみ）

類（受験資格） 要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、平成21年3月末日現在年齢47歳以上56歳未満で総括係長の在職期間が1年以上の人。

（選考方法） 筆記考査（論文）、勤務評定、口頭試問

実施状況（23区・特別区人事厚生事務組合・特別区競馬組合・東京二十三区清掃一部事務組合の合計）  
（単位：人、％）

		有資格者数	申込者数	申込率	受験者数	受験率	口頭試問 進出者数	口頭試問 進出率	合格者数	合格率
		A	B	B/A	C	C/B	D	D/C	E	E/C
類	事務	18,268	761	4.2	540	71.0	205	38.0	97	18.0
	技術	775	94	12.1	74	78.7	21	28.4	13	17.6
	技術	479	61	12.7	37	60.7	18	48.6	13	35.1
	技術	1,352	43	3.2	33	76.7	11	33.3	7	21.2
	技術計	2,606	198	7.6	144	72.7	50	34.7	33	22.9
	計	20,874	959	4.6	684	71.3	255	37.3	130	19.0
類	事務	981	213	21.7	180	84.5	140	77.8	65	36.1
	技術	192	40	20.8	33	82.5	11	33.3	11	33.3
	計	1,173	253	21.6	213	84.2	151	70.9	76	35.7
合計		22,047	1,212	5.5	897	74.0	406	45.3	206	23.0

(4) 特例転職選考

受験資格及び選考方法

(受験資格) 日本国籍を有し、平成21年3月末日現在、年齢満55歳未満で、「一般業務」の職務に従事する人又は、技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると任命権者が認める人。

(選考方法) 筆記考査(択一・作文) 勤務評定

実施状況(23区・特別区競馬組合の合計)

(単位:人、%)

			有資格者数	申込者数	申込率	受験者数	受験率	合格者数	合格率	
区分	職種	職務	A	B	B/A	C	C/B	d	d/C	
業務系	業務	一般業務	60	20	33.3	18	90.0	13	72.2	
技能系 (異種職務従事者)	技能	自動車運転	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0	
		ボイラー技士	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0	
		介護指導	59	27	45.8	23	85.2	18	78.3	
	技能	電話交換	7	4	57.1	3	75.0	3	100.0	
		警備	3	2	66.7	1	50.0	0	0.0	
		作業	33	18	54.5	16	88.9	13	81.3	
	技能	調理	4	4	100.0	4	100.0	4	100.0	
		用務	38	26	68.4	26	100.0	19	73.1	
		環境技能	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0	
		作業	36	21	58.3	21	100.0	14	66.7	
	技能	家庭奉仕	11	6	54.5	3	50.0	2	66.7	
	技能系計			194	111	57.2	100	90.1	76	76.0
	合計			254	131	51.6	118	90.1	89	75.4

(注) 1 技能及び技能は有資格者なし

2 特別区競馬組合の「職務」は、技能(作業)として集計

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成 20 年 10 月 10 日、23 区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。

その概要は次のとおりである。

### (1) 本年のポイント

職員給与は民間給与とほぼ均衡（公民較差は 75 円、0.02%）しているため、月例給与の改定なし

- ・期末手当・勤勉手当（ボーナス）も民間の支給割合とおおむね均衡しているため、改定なし

地域手当の支給割合を、現行の 14.5% から 16% に引上げ、給料月額を引上げ分と同率程度引下げ

〔 類初任給等は給料月額を据置き 〕

勤務時間の短縮等

- ・職員の勤務時間は、民間準拠を基本としつつ、国等との制度的な均衡を図るため、1 日あたり 7 時間 45 分、1 週間あたり 38 時間 45 分に改定することが適当
- ・休息時間は早急に廃止すべき

### (2) 職員の給与に関する報告（意見）・勧告

職員と民間従業員との給与の比較

#### ア 民間給与実態調査の内容（平成 20 年 4 月）

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模 50 人以上で、かつ事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の 958 民間事業所を実地調査（調査完了 737 事業所）

#### イ 職員給与等実態調査の内容（平成 20 年 4 月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与	平均年齢
63,274 人	30,026 人	432,612 円	44.7 歳

#### ウ 公民比較の結果

	民間従業員	職員	差
月例給 平均給与	432,687 円	432,612 円	75 円（0.02%） * 改定を行わない
特別給 年間支給月数	4.51 月分	4.50 月分	0.01 月分 * 改定を行わない

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

改定の内容

ア 地域手当の支給割合の改定に伴う配分の見直し

- ・ 地域手当の支給割合を 14.5%から 16%に上げ、給料月額を上げ分と同率程度引下げ

( 類初任給までの号給等の給料月額は据置き、初任給付近等の号給は引下げを緩和)  
行政職給料表(一)の初任給

区 分	給料月額
類(大学卒程度)	181,200 円(据置き)
類(高校卒程度)	143,000 円(据置き)

イ 初任給調整手当

- ・ 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当は、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえた検討が必要

(参考1) 平均年間給与額(公民比較対象職員)

平均年間給与額
約 7,186 千円

(参考2) モデルケースによる試算

ケース1 係員(1級29号給)、年齢25歳、  
扶養手当:無、住居手当:有

給与月額	年間給与
218,492 円	3,568 千円

ケース2 係長(4級61号給)、年齢40歳、  
扶養手当:配偶者、子2人(教育加算無)、住居手当:有

給与月額	年間給与
453,776 円	7,561 千円

ケース3 課長(6級69号給)、年齢45歳、  
扶養手当:配偶者、子2人(教育加算無)、住居手当:有

給与月額	年間給与
637,636 円	10,705 千円

ケース4 部長(8級55号給)、年齢50歳、  
扶養手当:配偶者、子2人(内教育加算1人)、住居手当:有

給与月額	年間給与
761,292 円	12,920 千円

## ウ 実施時期

- ・ 改正条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施

### 特別区の給与構造の改革

## ア 地域手当の支給割合

- ・ 国等との制度上の均衡を図り、区民に理解されやすい給与制度とする趣旨等から、これまでと同様の取扱いとする。

## イ 給与カーブのフラット化

- ・ 今後とも、民間賃金の動向を考慮しながら、中高年齢層職員と若年層との世代間配分の是正に取り組む。

## ウ 勤勉手当への成績率のさらなる反映

- ・ 能力・業績主義をより一層推進する観点から、各区においては国等の動向も注視しながら、勤勉手当への成績率のさらなる反映に向けて取り組むべきである。

### 教育職員の給与制度

- ・ 区費負担の小・中学校教育職員及び区が設置する中等教育学校の教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当
- ・ 現行の幼稚園教育職員給料表においては、教頭と教諭が同じ級に格付けられている。法改正により設置が可能となった職の設置の必要性も含め、級構成の検討が必要

## (3) 人事制度、勤務環境の整備等に関する報告(意見)

### 人事制度

## ア 人材育成

- ・ 任命権者は、異動や昇任を職員のキャリアアップの大きな節目と捉えて人材育成を図ることが必要。職層ごとの役割・能力を到達目標として示し、職員が主体的に能力を獲得できるように評価制度の活用等を行うことが必要
- ・ 技術系職員の技術力・組織力の維持・向上が課題。技術系職員の育成には、各区における取組みの充実のほか、幅広い技術系職員の交流や研修等、特別区全体を見渡した新たな取組みが必要

## イ 採用

- ・ 行政サービス拡充のため、採用チャネルを拡大し、必要な人材を確保。任命権者は、行政サービスや組織活力のさらなる向上のため、採用チャネルの活用拡大や公務に有用な人材と配置に関する検討が必要。本委員会は人材供給構造の多様化を見極めながら、採用チャネルの拡大のあり方等について引き続き検討
- ・ 行政課題が複雑・高度化する傾向。高度の専門的な知識や資格を有する人材をスタッフ機能として活用する仕組みの検討と整備が必要
- ・ 来年度の 類採用試験から、筆記試験内容を精査し、より幅広い層が受験しやすくなるよう改正

## ウ 昇任

- ・ 昇任選考の申込者が減少傾向。任命権者は、仕事にやりがいや達成感を持つことのできるよう、適正な組織運営を心がけるべき
- ・ 管理職選考の申込者の割合が低迷。管理職に相応しい資質、能力、意欲を持つ職員を的確に選抜するため、職員のライフスタイルの変化、中堅職員層の多忙な職務実態を考慮しつつ、早期の改正が必要

## エ 人事評価

- ・ 評価制度は、能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度確立の根幹。制度運用を行いつつ、不断の検証を行い、改善を重ねて精度の向上が不可欠
- ・ 評価制度は、人材育成や給与処遇への反映について各区で取組みが進行。さらに昇任や異動等の任用管理に活用し、総合的な人事・給与制度の充実が求められる。

## オ その他の課題

- ・ 転職制度は、これまで大きな制度見直しが行われていない。能力の有効活用等の観点から、転職制度全体の枠組みの整理、再構築の検討が必要
- ・ 管理職については、これまでの交流制度に加え、地方自治法に基づく派遣制度を活用した積極的な人材交流が図られている。任命権者は、各区における人材育成を基本としつつ、人材交流の仕組みを活用し、より幅広い視野を持つ職員の育成が必要

## 勤務環境の整備

### ア 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 職業生活と家庭生活の両立支援を進めるためには、育児短時間勤務制度等の適切な運用が図られることがより重要

### イ 勤務時間の短縮等

- ・ 民間準拠を基本としつつ、国等との制度的な均衡を図るため、職員の勤務時間を 1 日あたり 7 時間 45 分、1 週間あたり 38 時間 45 分に改定することが適当

特別区内の民間事業所における平均所定労働時間の状況

	1 日 あたり	1 週 間 あたり
平成 18 年	7 時間 39 分	38 時間 23 分
平成 19 年	7 時間 40 分	38 時間 28 分
平成 20 年	7 時間 39 分	38 時間 25 分

- ・ これまでも言及してきた休憩時間については、早急に廃止すべき
- ・ 勤務時間の短縮等を行う場合は、行政サービスに支障を生じさせない適切な勤務体制の整備が必要。行政コストの増加を招かないことを基本とするべき

### ウ 超過勤務の縮減等

- ・ 超過勤務の縮減等は、ワーク・ライフ・バランスの観点からも重要。全庁的な取組みの強化とあわせて、組織の実態に応じたより実効性のある具体的な取組みが必要

### エ 心の健康(メンタルヘルスの推進)

- ・ 早期発見や予防を中心とした職場での心の健康づくり対策のさらなる充実に加え、ストレスの低減に向けた職場風土の改善が必要

## 公務員倫理

公務に対する社会の目が厳しくなっている昨今の状況を鑑み、職員一人ひとりが改めて公務員のあるべき姿を強く認識すべき。任命権者は、意識啓発や倫理研修等の充実に加え、不祥事が起きない組織づくりを行うべき

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 20 年度中における江戸川区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	20 年度 要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
1	0	1	0	

### 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 20 年度中における江戸川区の不服申立ての状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	20 年度 申立て件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
3	0	0	3	

問い合わせ先  
江戸川区役所 総務部職員課人事係  
電話：03-5662-1002